様式第63号(第118条関係)

|  |
| --- |
| 　 |
| 　　　　　　　　　　　請書(工事外)　　武雄市長　　　　様 | 収入印紙 | 　 |
| 　 |
| 品名 | 規格 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 契約金額 | 円 | 納入期限 | 年　　月　　日 |

　　上記物品の納入については、次の条件によりお請けいたします。

　1　物品の納入については、貴殿の指示に従います。

　2　市の承諾を得ないで、この件に関する権利義務を他に譲渡し、又は担保に供しません。

　3　物品の所有権は、市が合格と認定し、領収書を交付された時より市に移るものとし、それ以前に生じた一切の損害は、すべて当方が負担します。なお、検査後1年以内に市の故意又は過失によらないで破損その他不完全な箇所を生じたときは、無償で取替え又は手直しいたします。

　4　当方が、不可抗力その他正当な理由によらないで納期を誤った場合は、納期末日の翌日から完納までの日数に応じ未納物品代金に対し、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払います。

　5　当方の責めに帰する事由により契約を解除されたときは、違約金として代金の100分の10を支払います。

　6　市の都合でこの契約を解除されたときで損害がある場合は、相当の補償の申出をいたします。

　7　この件について、疑義が生じたときは、協議の上定めます。

　　　　年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　　印